

【表紙】

【提出書類】 変更報告書N0.1
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 田村 稔郎
【住所又は本店所在地】 東京都大田区
【報告義務発生日】 2025年12月9日
【提出日】 2025年12月12日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 株券等保有割合1%以上の増加

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ドリームインキュベータ
証券コード	4310
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	田村 稔郎
住所又は本店所在地	東京都大田区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	公認会計士
勤務先名称	田村公認会計士事務所
勤務先住所	東京都品川区西五反田2丁目25番3号 フロンティアビル3階

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	田村公認会計士事務所 所長 田村稔郎
電話番号	03-6420-0872

(2)【保有目的】

発行者を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社との共同受託）とし、本報告書の提出者である田村稔郎は信託管理人として、2014年7月31日付役員報酬BIP信託契約（その後の変更を含み、以下「BIP信託契約」といいます。）及び2014年5月13日付株式付与ESOP信託契約（その後の変更を含み、以下「BIP信託契約」といいます。）に基づき投資権限を有するものです。なお、役員報酬BIP信託とは、発行者の役員に対するインセンティブプランであり、信託が取得した発行者の株式及び当該株式の換価処分金相当額の金銭を業績目標の達成度等に応じて交付及び給付する制度であり、株式付与ESOP信託とは、発行会社の従業員に対するインセンティブプランであり、発行者の株式を活用した従業員の福利厚生制度の拡充を図る目的を有する制度です。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			739,044
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 739,044
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		739,044
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年9月30日現在)	V	9,534,316
上記提出者の株券等保有割合(%) (T / (U+V) × 100)		7.75
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.74

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年12月2日	普通株式	74,500	0.78	市場外	取得	第三者割当(1株につき2,566円)
2025年12月3日	普通株式	1,400	0.01	市場内	取得	2362
2025年12月4日	普通株式	6,400	0.07	市場内	取得	2397

2025年12月5日	普通株式	1,600	0.02	市場内	取得	2411
2025年12月8日	普通株式	3,800	0.04	市場内	取得	2439
2025年12月9日	普通株式	2,300	0.02	市場内	取得	2428

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当該株式は、信託契約における信託財産となります。

信託管理人である田村稔郎は、信託契約において、信託財産に属する発行者の株式の市場または市場外における売買の指図及び当該株式の議決権行使等の株主としての権利の行使の指図等をする権限等の投資権限が与えられていることから法27条の23第3項第2号に定める者に該当します。なお、BIP信託契約において、信託管理人は、議決権行使の指図に関しては、議決権の行使を一切行わないことを指図する旨が定められており、ESOP信託契約において、信託管理人は、議決権行使の指図に関しては、ESOP信託契約で予め定めた議決権行使基準に基づき指図を行う旨が定められています。

また、当該株式については、信託契約において、委託者である発行者が定めた役員株式交付規程及び株式交付規程の定めに従い算出される数量の受益者となる発行者の従業員への交付及び株式市場における売却が予定されています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	228,524
上記 (Y) の内訳	取得資金の全額が、信託契約に基づき、委託者である発行者が拠出した信託財産です。
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	228,524

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地